令和７年度温泉資源保護の啓発に係るパンフレット制作業務委託企画提案競技募集要項

**１．契約に付する事項**

1. 業務名

令和７年度温泉資源保護の啓発に係るパンフレット制作業務委託

1. 目的

温泉資源保護の啓発についてのパンフレットを作成し、積極的に情報発信を行うことで県民等の理解の醸成を図る。

（３） 業務内容

別添「令和７年度温泉資源保護の啓発に係るパンフレット制作業務委託仕様書」のとおり。

（４） 契約期間

契約締結の日から令和７年１２月１９日（金）まで

（５） 限度額

１，９６０，２００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

**２．参加資格**

提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のた

め、大分県警察本部に照会する場合がある。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者で

あること。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをして

いない者であること。

（３）事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

　　ア　事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県や関係者との打合せ等に担当者を出席させることができる者。

　　イ　県から要請があった場合に、速やかに担当者等を派遣することができる者。

　　ウ　宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

　　エ　特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。

（４）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号

に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員が役員となっている事業者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材・原材料の購入契約等を締結している者

カ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

**３．提案競技参加申出及び参加資格の確認**

　　提案競技に参加を希望する者は、上記２の要件が必要なほかに、以下の書類を提出すること。県は参加資格の確認結果について、書面で通知する。

　　なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類（部数） | ①提案競技参加申出書（様式１）（１部） |
| ②誓約書（様式２）（１部） |
| ③会社（団体）概要書（様式３）（会社の概要がわかるパンフレット等を添付すること）（正本1部＋副本６部） |
| ④法人の履歴事項全部証明書（交付から３ヶ月以内のもの。写しでも可）（１部） |
| ⑤印鑑証明書（法務局届出の法人印鑑のもの。交付から３ヶ月以内の原本）（１部） |
| ⑥直近１年間分の財務諸表（「貸借対照表」「損益計算書」）の写し（１部） |
| ⑦役員の一覧（任意様式）（１部） |
| ⑧都道府県税納税証明書（交付から３ヶ月以内の原本。県外法人で大分県に事業所を有する場合は大分県の納税証明書を、有しない場合は本店所在地の都道府県の納税証明書）（1部） |
| ⑨国税納税証明書（交付から３ヶ月以内の原本。「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用（その３の３）を提出）（１部） |
| ⑩企画提案書（様式４）（正本1部＋副本６部）※企画提案内容記載の別紙（任意様式）・見積書（任意様式）を含むもの※見積金額は限度額を上限とすること⑪業務執行体制（任意様式）（正本1部＋副本６部）⑫業務実績書（様式５）（正本1部＋副本６部） |
| **※ただし、「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（以下、「入札参加資格」という。）を有している場合は、上記④から⑨に掲げる書類の提出を省略することができる。** |
| 提出場所 | 本要項の９で示す担当部署 |
| 提出方法 | 持参又は郵送（書留郵便）※書留郵便で提出する場合は、封筒に「プロポーザル提出書類在中」と朱書きすること。⑩企画提案書については、持参又は郵送（書留郵便）とは別に、ＥメールでPDFファイルを本要項の３で示す担当部署へ提出し、必ず電話にて受信を確認すること。 |
| 提出期限 | ・公募型プロボーザル参加申込書（①～③）令和７年６月９日（月曜日）17時・参加資格確認申請（④～⑨）同年６月９日（月曜日）17時**※参加資格確認申請は入札参加資格を有さない事業者のみ提出**・企画提案書等（⑩～⑫）　　　　　同年６月１７日（火曜日）17時※期限までに提出されなかった書類は、いかなる理由でも受付しない |
| 受付時間 | 上記提出期限までの間のうち、大分県庁開庁日の9時から17時の間（土日祝日は県庁閉庁日） |

**４．プレゼンテーション**

（１）実 施 日　令和７年６月２７日（金）

（２）実施方法　別途連絡

（３）開始時間　別途連絡

（４）所要時間　２５分（企画提案１５分、質疑１０分）

（５）説明に際し、プロジェクター等を用いて提案書の表現を補足することができる。

（６）スクリーン、プロジェクターは当方で用意する。なお、プロジェクターを提案者

において用意してもよい。

　※プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料等の使用は認めない。

　※各審査員に企画関係書類一式を事前に配布する。

**５．審査及び結果通知**

（１）企画提案書等の審査は、企画提案審査委員会が行う（審査要領・審査基準は別紙のとおり）。

（２）審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。ただし、企画提案希望者が多数（６者以上）となった場合は、審査基準に従って、提出された企画提案書の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（５者）を選定する。

（３）提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、審査の採点により各提案者の順位を決め、第１順位の者を業務委託候補者とする。

（４）第１順位の者が複数いた場合、審査員の多数決により業務委託候補者を決定する。それでもなお同点の場合は、委員長の判断により業務委託候補者を決定する。

（５）審査結果は、すべての企画提案者に対して、文書により通知する。

**６．質問の受付及び回答**

企画提案書等の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

（１）提出方法及び提出先

Ｅ-mailにて「９．問合わせ先」に提出（受信を必ず確認すること）

（２）質問受付期限 令和７年６月９日（月）１７時まで

（３）質問票（様式６）のとおり

（４）回答方法 質問者に随時回答するとともに県庁ホームページ上に掲載する。

**７．プロポーザルの辞退**

　本要項３に記載の参加申出書類を提出した後に辞退する場合は、以下の手続を行うこと。

（１）提出方法及び提出先

Ｅ-mailにて「９．問合わせ先」に提出（受信を必ず確認すること）

（２）提出期限 令和７年６月１７日（火）１７時まで

（３）参加辞退届（様式７）のとおり

**８．その他**

（１）企画提案書等の作成に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類等は返却しない。

（２）虚偽の記載をした参加申出等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申出等は無効とする。

（３）参加要件を満たしていない場合、企画提案協議で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は次順位の者と契約を締結する。

（４）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

（５）本件プロポーザルの執行については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則など関係法令の定めによる

**９．問合わせ先**

大分県生活環境部 自然保護推進室 温泉・地域資源活用班　萱島(カヤシマ)

〒８７０－８５０１ 大分市大手町３丁目１番１号

電 話 ：０９７－５０６－３０２５

Ｅ-mail： [a13070@pref.oita.lg.jp](http://garoon.ncsv.pref.oita.jp/grn/groupmail/exchange_history.csp?aid=519&cid=2630&mid=4169313&email=a13070%40pref.oita.lg.jp&sf=)